

## 浄化槽法定検査手数料の変更について

当事業団の浄化槽検査事業につきましては、日ごろより格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当事業団では、ここ十数年にわたり、経営努力を重ねながら浄化槽法定検査手数料を据え置いてまいりました。しかしながら、昨今の人件費や燃料その他諸経費の高騰、分析機器の更新等諸般の事情により、現料金のままでは迅速・適切な検査を継続することが困難な情勢となっております。

つきましては、令和7年4月1日より検査手数料を新料金へ変更させていただきたく存じます。当事業団といたしましては、今後も正確で信頼性の高い検査を目指してまいり所存でございますので、事情ご賢察のうえ、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

浄化槽法定検査手数料変更一覧表

単位：円

浄化槽法定検査	7条検査			11条検査		
	現料金	新料金	増減	現料金	新料金	増減
人槽区分						
20人槽以下	8,000	<b>9,000</b>	1,000	5,000	<b>6,000</b>	1,000
21～100人槽	10,000	<b>11,000</b>	1,000	7,000	<b>8,000</b>	1,000
101～200人槽	12,000	<b>14,000</b>	2,000	9,000	<b>11,000</b>	2,000
201～500人槽	14,000	<b>17,000</b>	3,000	11,000	<b>13,000</b>	2,000
501～2,000人槽	16,000	<b>21,000</b>	5,000	13,000	<b>16,000</b>	3,000
2,001人槽以上	18,000	<b>24,000</b>	6,000	15,000	<b>19,000</b>	4,000

お問い合わせ先



0120(500)949

(受付時間 平日 8:30～17:15)

メール [jokaso@akita-hoken.jp](mailto:jokaso@akita-hoken.jp)